

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区の変更に係る都市計画の案を作成したので、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該案を縦覧に供します。

なお、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第2項の規定により、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに京都市に意見書を提出することができます。

平成23年 9月12日

京都市長 門川 大作

## 1 都市計画を定める土地の区域

### 変更する部分

北区上賀茂池端町，上賀茂六段田町，上賀茂壱町口町，上賀茂高縄手町，上賀茂津ノ国町，上賀茂東上之段町，上賀茂烏帽子ケ垣内町，上賀茂石計町，西賀茂下庄田町，西賀茂北川上町，西賀茂大栗町，紫野東泉堂町及び紫竹西野山東町の各一部

左京区一乗寺釈迦堂町，一乗寺木ノ本町，岩倉村松町，岩倉中在地町，岩倉忠在地町，岩倉下在地町，岩倉幡枝町，岩倉中町，岩倉長谷町，岩倉西河原町，岩倉南平岡町，上高野深田町，北白川瀬ノ内町，静市市原町，下鴨北野々神町及び八瀬近衛町の各一部

中京区西ノ京月輪町の一部

山科区小山小川町，小山中島町，勸修寺西金ケ崎，勸修寺東金ケ崎町，勸修寺東堂田町，勸修寺御所内町，川田南畑町及び川田土仏の各一部

南区吉祥院東前田町，吉祥院長田町，吉祥院前田町，上鳥羽藁田，上鳥羽卯ノ花，上鳥羽西浦町，久世大藪町，久世上久世町，久世築山町及び久世殿城町の各一部

右京区梅ヶ畑畑ノ下町，梅津中村町，梅津北浦町，太秦堀池町，太秦馬塚町，太秦桂ヶ原町，宇多野上ノ谷町，嵯峨観空寺明水町，嵯峨鳥居本仏餉田町，嵯峨釈迦堂門前裏柳町，嵯峨釈迦堂門前瀬戸川町，嵯峨野東田町，嵯峨野芝野町及び西京極畑田町の各一部

西京区嵐山風呂ノ橋町，嵐山薬師下町，牛ヶ瀬林ノ本町，牛ヶ瀬奥ノ防町，牛ヶ瀬川原口町，大枝沓掛町，上桂北村町，上桂北ノ口町，上桂前川町，川島三重町，桂久方町及び山田畑田町の一部

伏見区石田森東町，小栗栖岩ヶ淵町，小栗栖牛ヶ淵町，久我石原町，久我本町，久我御旅町，下鳥羽西芹川町，醍醐榎ノ内町，竹田東小屋ノ内町，竹田松林町，竹田北三ツ杭町，竹田藁屋町，羽束師鴨川町，羽束師古川町，日野奥出，深草大亀谷大山町，深草大亀谷岩山町，深草大亀谷六躰町，深草大亀谷古御香町，深草小久保町，深草東瓦町，向島二ノ丸町，桃山町下野，桃山町大島，桃山町因幡，横大路中ノ庄町，横大路長畑町，横大路六反畑，横大路鋤ノ本，横大路菅本，横大路一本木，横大路下三栖辻堂町及び横大路下三栖里ノ内の各一部

## 2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

## 3 縦覧期間

平成23年9月12日から平成23年9月27日まで（ただし，土曜日，日曜日及び休日は除く。）

## 4 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで（ただし，正午から午後1時までは除く。）

## 5 意見書の提出

当該都市計画の案について意見書を提出しようとする方は，住所，氏名及び都市計画の案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を，上記縦覧期間満了の日までに（必着。ただし，郵送による場合は，期間満了の日までの消印のあるものは有効），京都市都市計画局都市企画部都市計画課に直接持参又は郵送（〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地，京都市都市計画局都市企画部都市計画課），ファックス（075-222-3472）若しくは電子メール（[tokeika@city.kyoto.jp](mailto:tokeika@city.kyoto.jp)）によって提出してください。

## 6 問合せ先

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

電話番号 075-222-3505

（都市計画局都市企画部都市計画課）